

肥前国佐嘉御領と別名

森本, 正憲

<https://doi.org/10.15017/2236696>

出版情報 : 史淵. 110, pp.111-136, 1973-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

肥前国佐嘉御領と別名

森 本 正 憲

目 次

はじめに

一、中世的郡郷制—肥前国の場合—

二、別名の存在形態

三、佐嘉御領について—別名との関連において—
おわりに

は じ め に

肥前国佐嘉御領は、はやくから多くの名からなる寄進地系荘園として知られ、そこに存在する小地頭も注目されてきた。本稿は、これらの名あるいは小地頭について、別名制との関連において考察を行なうものである。

別名（中世における国衙領において郡・郷と並んで存在する保・名・別符など）は、律令制郡郷が変質・解体して中世的郡郷制が成立してくる問題のなかで、特に重要な歴史的意義を持つ。すでに、別名が一国内において国府の周辺に形成されてくることや、国衙勸農権の分割・委譲を意味し、在地領主制の出發を国衙領に求めた指摘がなされ、最近では、諸国の大田文をもとに郡郷制の改編と別名制の創設について包括的かつ密度の濃い研究がなされている。

また、肥前国における在地領主あるいは御家人については、その数的把握とその歴史的特質が論じられた。九州にお

る在地領主制についても、個別研究の上に立った一体的把握の検討がなされている。⁷⁾
この小論は、以上の多くの先学に導かれて成ったものである。

(注)

- (1) 永原慶二『日本封建制成立過程の研究』第一部第一荘園制の歴史的位置。
- (2) 安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』附論第二西国の惣地頭について。工藤敬一『九州庄園の研究』第一章第二宮社領免田の支配構造―肥前国河上社領について―
- (3) 工藤敬一『九州庄園の研究』第二章第一鎮西島津庄の寄郡について。
- (4) 大山喬平『国衙領における領主制の形成』(『史林』43巻1号)。大山氏は若狭国惣田数帳を分析することによって、同国における国府を中心として形成された別名体制を明らかにされた。
- (5) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』第三章郡郷制の改編と別名制の創設。
- (6) 瀬野精一郎『肥前国における鎌倉御家人』(『日本歴史』117号)。瀬野氏は、九州諸国のなかで肥前国の特殊性を指摘された。元来肥前国御家人は名主的御家人であり、東国におけるごとき領主的豪族的御家人、或は南九州に多く見られる在庁・郡司級の大規模な御家人に比較して、その所領規模が狭小である。また、松浦党と呼称される武士集団の存在、肥前北西部の地理的条件、さらに肥前国における東国御家人などについて検討され、肥前国に多くの鎌倉御家人を発生させた要因があげられた。本稿では、肥前国佐嘉御領の小地頭で御家人であったものの歴史的性格を別名領主としての観点から考えてみたい。
- (7) 「鎌倉期九州における御家人及び在地領主研究―北部九州(恵良宏)、南部九州(山口隼正)―」及びシンポジウム(『九州史学』30・31号、昭和三十九年度大会特集号)。御家人及び在地領主研究は、個別研究を深化させる一方、このような一体的把握の検討も必要であると思う。

一、中世的郡郷制―肥前国の場合―

肥前国における律令制郡郷がどのように変質・解体して中世的郡郷制が成立してきたかをまず考えてみたい。

律令制郡郷を知るための根本史料として幸いに倭名類聚抄二十巻本國郡部の郷名が存在する。これによって我々は律令

制解体前の全国の郡郷を一覧することができる。そこに記載された郡郷については、先学によって種々検討が加えられているので、それらを前提として「(A)律令制郡郷表」を掲げる。

肥前国における(A)表記の律令制郡郷の史料的下限は貞観十八年三月九日で、松浦郡の庇羅郷・值嘉郷の二郷が見える。当時の大宰権帥在原行平が「請合肥前国松浦郡庇羅值嘉両郷更建二郡号上近下近置值嘉嶋」たものであった。このような律令制郡郷が変質・解体して中世的郡郷が成立してくるわけであるが、肥前国の中世的郡郷の初見は、天曆五年二月十一日肥前国武雄社領四至実検状の杵嶋西郷である。この場合の杵嶋西郷は、武雄社領の土地表示として使用されている。中

(A) 律令制郡郷表

| 郡名 | 郷名 |
|----|-------------------|
| 基肆 | 姫社、山田、基肆、川上、長谷 |
| 養父 | 狭山、屋田、養父、鳥栖 |
| 三根 | 千栗、物部、米多、財部、葛木 |
| 神崎 | 蒲田、三根、神崎、宮處 |
| 佐嘉 | 城崎、巨勢、深溝、防所、小津、山田 |
| 小城 | 川上、甕調、高来、伴部 |
| 松浦 | 庇羅、大沼、值嘉、生佐、久利 |
| 杵島 | 多駄、杵島、能伊、島見 |
| 藤津 | 塩田、能美 |
| 彼杵 | 大村、彼杵 |
| 高来 | 山田、新居、神代、野鳥 |

(B) 正応五年惣田数注文の所領分類

| | | |
|--------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 13719丁6反 (惣田数) | 4199丁3反 (勅免分) | 572丁7反 (安楽寺領) 小倉荘以下11荘 |
| | | 3600丁 (皇室領) 神崎荘以下2荘 |
| | 5970丁7反 (荘園分) 三重屋荘以下68荘 | 27丁1反 (河上宮御供田) |
| | | 3300丁 基肆北郷以下16郷 養得保以下5保 寄人1 |
| 3549丁6反3丈 (公田分) | 249丁5反3丈 (「無田数所々分」) | |

(C) 律令制郡郷と中世的郡郷制

| | 律令制郡郷 | 中世的郡郷 |
|-------------|---------------------------------|--|
| 基肄郡 (5郷) | 基肄郷 | 基肄北郷(157丁8反3文) 基肄南郷(327丁3反3文) |
| 養父郡 (4郷) | 養父郷 | 養父東郷(232丁2反) 養父西郷(193丁6反) 養得保郷(70丁) 瓜生野保郷(79丁4反) |
| 三根郡 (5郷) | | 矢保保郷(330丁) |
| 神崎郡 (4郷) | 三根郷 | 三根東郷(266丁2反1文) 三根西郷(393丁9反) |
| 佐嘉郡 (6郷) | 坊所郷 城崎郷 深溝郷 小津郷 山田郷 | 坊所保郷(174丁3反2文) 城崎東郷(31丁8反) 城崎西郷(103丁4反4文) 深溝北郷(85丁1反2文) 深溝南郷(107丁5反) 小津東郷(133丁2反) 山田東郷(161丁1反4文) 山田西郷(東郷分に含まれる) |
| 小城郡 (4郷) | | |
| 松浦郡 (5郷) | | |
| 杵島郡 (4郷) | 杵島郷 | 杵島北郷(255丁) |
| 藤津郡 (2郷) | | |
| 彼杵郡 (2郷) | | |
| 高来郡 (4郷) | | 高木東郷(254丁) 高木西郷(83丁) |

(備考)

- ①各郡の郷については(A)表のとおりである。
- ②中世的郡郷については、(B)表の公田分を各所在郡ごとに記載した。その際、所在不明の六箇里保と寄人は除いている。
- ③中世的郡郷の各郷の田数は、(B)表の公田分の内訳になる。

世的郡郷制としての所領単位たる郡郷ではないが、この時点においてすでに律令制郡郷の変質・解体が行なわれていることがわかる。律令制郡郷から中世的郡郷制への移行が、当国においては九世紀末から十世紀初頭にかけて行なわれて行ったことが推測される。

さて、肥前国の中世的郡郷制は、肥前国大田文として周知の「正応五年八月十六日河上宮造管用途支配惣田数注文」^(二一九二)によって明らかとなる(以下本稿では「正応五年惣田数注文」と略称する)。

これについては、さきの拙稿「正応五年八月十六日河上宮造管用途支配惣田数注文」^(五)についての「考察」において、作成目的・記載内容―記載所領単位・記載田数―を通して中世的郡郷制の考察を行なった。詳細についてはこれに譲り、その概要を示すと次表(B)のごとくである。また、このような中世的郡郷制が肥前国内においていかなる地域的特性を有

し、律令制郡郷からどのような変化を経て成立してきたかを見よう。次表(C)がそれを物語る。

(B)(C)表から肥前国における中世的郡郷制について、つぎの点が特色としてあげられる。

① 荘園と公田との比率はおよそ三対一である。

② 荘園は勅免分と一般荘園分とにわけられるが、勅免分では安楽寺領と皇室領が荘園全体の五割近くを占めていた。郡単位にみると、小城郡・松浦郡・藤津郡・彼杵郡は全く荘領化してしまっている。(C)表では空白となっている部分がそのことを示す。この点を小城郡についてみると、かつて小城郡には(A)表の四郷が存在した。それが全く荘領化してしまつたのである。この荘領化には、延久五年大宰府大監秦時広によって甕調郷・伴部郷の私領五八三丁が、宇佐八幡宮の津守常見領となつており、同郡の荘領化には大宰府府官秦氏の存在が注目される。

③ 公田は肥前国府の存在した佐嘉郡を中心に分布していた。なかでも十六郷はいづれも律令制郡郷が東西あるいは南北に分化したと思われる注目すべき所領である。

以上の三点のなかで、本稿では③に着目したい。それは、公田である郷・保が中世的郡郷制としての所領単位であつたのかどうかの問題である。

(注)

(1) 和名類聚抄郷名の原資料の時期は九世紀前半から後半にかけてのころと推定され(池辺弥『和名類聚抄郷名考證』、律令国家の地方行政組織の末端単位であつた郷が、律令国家体制の基本的支配方式の転換を余儀なくされると共に固定化されたものであつた(坂本賞三『日本王朝国家体制論』第三章郡郷制の改編と別名制の創設)。

(2) 『三代実録』貞観十八年三月九日条。

(3) 武雄神社文書1号(『佐賀県史料集成』古文書編第二巻)。

(4) 河上神社文書22号(『佐賀県史料集成』古文書編第一巻)。

(5) 『日本歴史』297号。

(6) 八幡宇佐宮御神領大鏡(『大分県史料』(4)宇佐到津文書468号)。この点については、石井進『日本中世国家史の研究』第一章大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立で指摘されている。ほかに肥前国における秦氏は建久七年十一月十九日建福寺鐘の鑄師のなかに「秦末則」が見える(木崎愛吉編『大日本金石史』)。

(7) 服部昌之「令制郡崩壊過程の地域的考察」(『人文地理』21巻3号)によると、郡あるいは郷が、東・西・南・北に分割され命名されていることについて、河川の上流、下流、土地の高低という地形もしくは政治中心からの遠近によつての前後関係という相対的位置の視点が放棄され、方位による地域認識が十世紀ごろから一般化してきたという興味ある指摘をされている。また、方位を混入した郡名は私称であり、武家が一郡を更に便宜上その部位によつて称したものと見解もある(川副博「武家時代に於ける方位混入の郡名について」、『歴史地理』61巻5号、82巻4号)。律令制郡郷の変質と方位による地域認識とがどのようなつながりをもっているのか、いまのところ明らかにできないが、興味深い問題である。

二、別名の存在形態

前項では、中世的郡郷制の成立とその地域的特色について述べてきた。肥前国における以上のような公田として存在した郷・保は、それ自身が国衙による支配所領単位として存在したのであろうか。本項では、郷・保の内部に視点を移して実態の把握に迫りたい。肥前国における公田を成していた郷・保は、つぎの史料①から数多くの名によつて成立していたことがわかる。

史料①

倉光二十丁二反三ノ

秋光五丁二反

太郎丸二十一丁八反

真松十一丁八反

恒松三十六丁六反

小恒松三丁

金丸十二丁三反

小金丸二丁

小松丸二十一丁□久□

小山得乃

之廿七丁六反中

(番方)

武有二丁

同(基郷)南郷三百二十七丁三反三

小松丸三十五丁二反

太郎丸六十五丁

刀次四丁三反

財万三丁

泉二十五丁五反

末次九丁三反

力丸三十三丁

五郎丸五丁

武有二丁

養父東郷二百三十二丁二反内

牛原稻吉二十二丁

得乃十五丁

末安

同西郷。百九十三丁^三反。内^四

末久百二十七丁^五

山浦得乃六十六丁六反

瓜生野保七十丁九反四内

今松十三丁四反

行武七十丁

弥太郎丸七丁

弥次一丁八反三

末安三十三丁二反

弥松六丁

長楽寺一丁

豊光一丁

時房十丁

重枝十五丁

立々呂木八十丁

行武八十丁

称談義免、对捍之

得永十八丁四反三ゝ

牧自藏丸九丁九反三ゝ

弥次三丁九反三ゝ

末安一丁

大力三十七丁六反

称安楽寺新庄、对掉之、

義得保七十丁内

寛乃丸六十六丁

得久四丁

三根東郷二百六十^五丁^九二反一ゝ内

永利八十八丁六反

得乃二十二丁四反

千松三十八丁

弥千松二十丁

石松十丁六反

小永利十五丁

吉枝九反

自在丸十二丁七反

犬法師丸十八丁七反

松安十丁一ゝ

行武十二丁

上万六丁八反¹

この史料は龍造寺家文書に存在する断簡であるが、原本とその内部徴証から鎌倉時代のものであることは明らかである。

さて史料①には基肄南郷・養父東郷・養父西郷・三根東郷が完全な形であるが、その田数に注意すると基肄南郷以下のそれぞれの郷の田数が(C)表の田数と一致する。このことは「正応五年惣田数注文」が、本来は史料①のごとく名ごとに田数を記載したものを基にして作成されたであろうことを想起せしめる。「正応五年惣田数注文」は、その作成目的からして史料①のごとく記載する必要はなかったのである。こう考えてくると、我々が「正応五年惣田数注文」に記載された(C)

表の中世的郡郷をもって中世的郡郷制としての郷・保を考えることは、その実態を示すものではないことが注意されなくてはならない。史料①で明確であるように、郷・保はかなり多くの名から成っていたわけで、肥前国における公田は名が単位所領であったのである。

それではこのような名はどのような性格を持っていたであろうか。

史料②

注進

就去年八月三日 関東御教書、被尋仰下、肥前国御家人於保四郎種宗所領於保村地頭職、回国執行職等事、

合

惣領本田数参拾貳町式段、

一、於保村、仮名安松代々令勤仕御家人役地也、肆町陸段、

平野三郎貞宗、自於保次郎宗益之手、代々令相伝領知之間、於関東御公事者、相隨惣領種宗、所勤仕也、

(○以下略)³⁾

史料②は文永十年八月、鎌倉幕府が各国守護あてに「豊前、筑前、肥前、宍岐、対馬国国御家人等事、或本御家人并地頭補任所々、或給御下知行之輩、及就質券売買之由緒、被成安堵之族、云其所名字分限、云領主之交名、且糺明所帯御下文御下知、且不漏一所、平均可令注進」と命令したのに対して、於保氏が自分の所領・所職を注進したものである。史料②の「去年八月三日関東御教書」とは、このことを指している。⁴⁾

さてここで注目したいのは、於保氏が地頭職を有する於保村が「於保村仮名安松」と注進している点である。同様につきの史料をみよう。

肥前国佐嘉御領と別名(森本)

史料③

三根西郷下毛 件両所由緒、領主染貫首藤井宮貞立申子細三根西郷下毛藪田地四五丁并屋敷号薬丸名、伊佐早田地三百余藪同伊佐早村
 丁并屋敷、但毎年号同名見作田百余丁、

件両所本是公領也、而領主藤井宮時令奇進宇佐宮御後見字禪陽房円照、彼房又進大官司公基畢、其後為半不輪神領也、

これは八幡宇佐宮御神領大鏡の散在常見名田についての肥前国に関する記載の一部である。三根西郷下毛藪田地と屋敷及び伊佐早村の両所が、領主藤井宮時によって宇佐宮御後見の禪陽房円照へ寄進され、さらに大官司公基へ寄進されて半不輪神領となった経緯を述べたものである。ここで注目されるのは、三根西郷内の下毛藪田地と屋敷が「薬丸名」であり伊佐早田地と屋敷は伊佐早村が「号同名」に「伊佐早名」である点である。これらの名も安松名の場合から考えて仮名であることはたしかである。

このように考えてくるとき、史料①や承元三年四月廿五日肥前国留守所下文案（後掲史料⑥）さらに文永三年六月日肥前国檢注帳案の多くの名々は、まさに仮名としての存在である。そしてこれらの仮名には稻吉名・財万名の如き嘉名を称し、太郎丸一又太郎丸、二郎丸一弥二郎丸、安松一小安松などの如く、その実態は同一領主かその一族の名として考えられることが多い。また史料①の行武名が基肆南郷に七十丁、養父東郷に八十丁、三根東郷に十二丁存在するのをはじめとして、得乃名・小松丸名・武有名・弥次名・末安名など数郡に散在するものもかなりあった。

つきに以上のような仮名は、いわゆる別名として成立したものであったことについて考察する。

史料④

（源頼朝）
 在御判

下 平通隆

可令早停止備後権守高経非論、安堵肥前国基肄郡内曾祢崎并堺別符行武名地頭職事、

右件所々、高経与通隆、依致相論、勘決両方理非之處、通隆已抱道理、早為地頭可令安堵、但於有限所当年貢者、從本所之下知、任先例可致其沙汰、抑此所々為平家領之由、載通隆之證文、然者擬没官、可令進止之状如件、住人等宣承知、依件用之、以下、

二一八七
文治三年五月九日

この史料は、もともと平家領であった肥前国基肄郡内曾祢崎并堺別符行武名の地頭職について、備後権守高経の非論を停止して平通隆に安堵したものである。この行武名は史料①に見えるが、この史料から別符（別名）として形成されたものであることが明らかである。平通隆の一族と思われる平通友が、つぎのように建久八年七月には行武名七十丁の地頭として曾祢崎を名のっている。

史料⑤

肥前国

注進

国中神社仏寺権門庄（附）園符領及国領公田所々御領田数本家預所地頭等事

合本凶田万四千三百三拾式丁

基肄郡五百四十九丁五反二丈

同南郷百五十丁六反

行武七十丁掃部頭沙汰地頭曾祢崎平太通友

二一九七
建久八年七月 日

肥前国佐嘉御領と別名（森本）

以上、行武名について別名であることを明らかにしてきた。また吾妻鏡寛元四年三月十三日には「肥前国御家人安德三郎右馬允政康所領支、任舎兄政尚、政治家之例、并安堵下文之外私領、可召上肥前国三根西郷内刀延名三分一之由、越前兵庫助奉行」とある。三根西郷内刀延名^(一三三〇)私領であって、これは安德氏によって三根西郷内において別名として形成されてきたものであった。さらに元応二年十月廿八日鎮西御教書案には「高木南次郎李家跡、肥前国佐嘉郡内国領、并未吉名事」とある。このような記載は、この国領が本来の律令制郷によって示されていた国衙領を意味し、末吉名は高木南次郎李家が別名主体として形成した別名であったことを如実に物語るものである。^(一三)

以上の検証により再び史料①の名々に注目するとき、これらの名々は別名として形成され仮名を称するものであると指摘できよう。従って、「正応五年惣田数注文」によって肥前国における中世的郡郷制を考察した際の公田である郷・保は、肥前国府を中心に形成された多くの別名を郷・保単位としてまとめ記載したものであった。^(一四)

それでは、このような別名がすでに大山喬平氏によって明らかにされた如く、国衙勸農権の分割・委譲を必然的にともなうものとして形成されることを思い起こすとき、肥前国の場合、国衙と別名との関係はどうだったのが問題となる。この点について史料⑥をみよう。

史料⑥

留守所

可早任先例并御示現旨、勤行 河上宮五八月会流鏑馬事、

佐嘉郡

留守所 千員 安松 末吉^(末)

五郎丸 得永 貞清 福光

稻吉^(稻) 大領 末弘

基肄郡

恒松

真松

飯田五郎丸

大領

養父郡

行武

得能

倉上大力

牛原（徳）福吉

大領

三根郡

薬丸

恵見（末）未久

伊佐早

薦江

松枝

安永

刀延

有光

大領

杵嶋郡

諸田

恒末（末）

富永

友清

大領

高来郡

倉光

豊光

三郎丸

大領

右、早任先例并御示現旨、可令勤行五八月両会流鏑馬之状如件、

承元三年四月廿五日

権介船宿祢

（○以下略）

肥前国一宮である河上神社の五月・八月会の流鏑馬を勤仕させるのに名単位に賦課したものである。この流鏑馬をはじめとして相撲・村田楽・一物などの神事は、これよりさき応保二年三月河上社と国衙との双方によって名ごとに催促をうけていた。前述した於保氏の安松名、曾祢崎氏の行武名、藤井宮時の薬丸名及び伊佐早名も史料に見える。ここに記載さ

れた名は全てではなく、おそらく神事勤仕は番役によって行なわれていたであろうと思われる。他の名は史料①あるいは前に触れた文永三年六月日肥前国検注帳案に記載されたものであったろう。これによって肥前国における郷・保とは別名を単位とするもので、国衙によって独立した支配所領として把握されていたことが明白である。¹⁶⁾

さて最後に以上述べてきたような佐嘉郡を中心とする数多くの別名が形成されることによって従来の律令制郡郷は変質・解体していったわけであるが、その郡郷の領域的支配を行っていた郡司・郷司の存在はどうなったのか。この問題について考えてみたい。

建久七年二月日僧賢秀田地寄進状案によると、僧賢秀は小津東郷内五町と深溝南郷内一町の治田を河上宮一切経会析として寄進した。¹⁹⁾そこで同年月日に河上宮講衆僧良厳が留守所裁を申請した。それによって在庁官人が連署したが、その終りにつぎのような加署がある。

任留守所御裁判、大領御加判、并在庁官人連判之間、郡司凶師等加署之、^(署)

深溝郡司応順在判

凶師觀慶在判

小津郡司相秀在判

凶師清原在判²⁰⁾

深溝郡司・小津郡司は、僧賢秀の治田のあった郷の郷司として証判を与えており、郡司と称しても実体は郷司であった。¹⁷⁾

また文保二年二月十日には、河上社雑掌の申状について各郷内の河上社免田を城崎西郷書生通政・山田東郷書生兼益・小津東郷書生忠長・深溝西郷書生恒持・政所代家国が注進している。¹⁸⁾これらの書生も各郷の郷司としての機能を持つものである。

一方、嘉応二年三月十日肥前国留守所下文案では、留守所が佐嘉郡司に命じて河上社の見役所課免田や講経料免田の給主が課役を果さないことに催促を加えている。ついで文治二年八月十二日肥前国留守所下文は、佐嘉郡司に命じて河上社座主職に神崎庄々官僧春勝を補している。

以上の点から多くの別名からなる各郷には本来の郡司II郷司としての機能をもつものの存在が考えられるのではなからうか。佐嘉郡司というのは、佐嘉郡に存在する別名をそれぞれ城崎東郷以下(C)表の佐嘉郡の七郷にまとめた各郷の郷司を総称したものであろう。そしてかくのごとき郷司は、各郷内の別名領主と同様に史料⑥の「大領」として一宮神事を賦課される存在であったと考えられる。

(注)

- (1) 龍造寺家文書断簡〔佐賀県史料集成〕古文書編第三卷242号。同史料集成では「龍造寺田数帳」としていくつかの断簡を収めているが、この断簡は別に分類されなければならない。
- (2) 「正応五年惣田数注文」では瓜生野保は七十九丁四反とあるが、この田数は史料(1)の七十丁九反四〇のおそらく誤記であろう。
- (3) 多久家文書於保種宗所領注進状案(後欠)〔佐賀県史料集成〕古文書編第十卷632号。
- (4) 『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法追加法458及び石井進『日本中世国家史の研究』第六章第二節幕府と国衙の關係の地域的発展。
- (5) 宇佐八幡宮御神領大鏡〔大分県史料〕24宇佐到津文書46号。
- (6) 龍造寺家文書〔佐賀県史料集成〕古文書編第三卷217号及びこれと一連のものと思われる断簡218号。目代である豊後法橋慶実の檢注をもとに基肄北郷・基肄南郷・山田東郷・杵島北郷の名ごとに見作田・損得田・除田などを記載したものである。基肄北郷は真松名以下四名、基肄南郷は財万名以下二十六名、山田東郷は末次名以下十五名、杵島北郷は諸田名以下二十三名が記載されている。これらの名から肥前国衙に近く肥前では早くから開けた地域の名は狭小であり、杵島北郷のようないわば中間地帯の名は広い地積を占めていたと考えられる〔佐賀県史』上巻)。

(7) 戸田芳美氏は「中世文化形成の前提」(『講座日本文化史』第二巻所収)において、農村での新たな所有と経営を土台として生み出された、より即物的・現実的な意識形態の一つとして「大名田堵」が本名とは別に名のる嘉名にあらわれた富の思想を説かれていた。肥前国における国衙を中心としたこのような嘉名を呼称とする多くの仮名の存在も氏の説かれる観点から理解されるべきであると思う。

(8) 拙稿「肥前高木氏について」(『九州史学』49号)で考察した高木氏一族が給主となっていた千員名―小千員名はその例証である。

(9) 豊後曾禰崎文書源頼朝下文(『鎌倉遺文』古文書編第一巻235号)。

(10) 曾禰崎元一文書肥前国凶田帳断簡(『大分県史料』(9)大分諸家文書)。平通友が行武名の地頭職に補任されたのは、豊後曾禰崎文書建久四年四月三日將軍家源頼朝下文案によって明らかである(『鎌倉遺文』古文書編第一巻665号)。

(11) 龍造寺家文書(『佐賀県史料集成』古文書編第三巻221号)。

(12) 国領Ⅱ本来の公田と別名とを区別して記載した点について、周知の安芸国高田郡々司の藤原守頼が嫡男守遠に譲った「三田郷并別符重行田畠」の場合を想起せしめる(『畿島神社文書天喜五年三月十日安芸国高田郡司解』『平安遺文』854号)。

(13) 保についてはどのようにして設定されたかはよくわからない。ただ、佐嘉郡の坊所保について若干補足しておく。

坊所保も安光名・弥福武名・力武名などの仮名を称する別名より構成されていた(河上神社文書文保二年十一月三日代官賢親和与状、『佐賀県史料集成』古文書編第一巻91号)。そして西坊所保(おそらく坊所保の西半分のことであろう)は「当高免田同国西坊所保今号西良所西良所国方寄進地」であった(同文書文保二年十一月廿五日鎮西下知状、同38号)。

(14) 「国衙領における領主制の形成」(『史料』43巻1号)。

(15) 河上神社文書承元三年四月廿五日肥前国留守所下文案(『佐賀県史料集成』古文書編第一巻1号の10)。

(16) 河上神社文書応保二年三月廿三日肥前国司庁宣案(『佐賀県史料集成』古文書編第一巻1号の9)。

(17) 西垣晴次「中世社会の形成と神社―肥前国の場合―」(『日本歴史論究』所収)。

(18) 史料(6)以外の名である肥前国高来西郷の永吉名は、文保二年より元応二年までの三ヶ年間に、国衙による検注が行なわれている。この永吉名も国衙に対しては別名としての支配単位所領であった(大川文書元応三年二月廿七日肥前国高来西郷永吉名国方馬上検注目録、九州史料叢書(Ⅱ)『大川文書』23号)。

(19) 河上神社文書(『佐賀県史料集成』古文書編第一巻1号の7)。

(20) 河上神社文書建久七年二月日河上宮講衆僧良嚴解(『佐賀県史料集成』古文書編第一巻1号の8)。

(21) 河上神社文書文保二年二月十日河上宮免田坪々領主交名注文(佐賀県史料集成)古文書編第一卷1号の12)。山田東郷書生兼益は、同文書元亨二年九月一日河上社遷宮儀式注文(同6号)の「官幣使、在国司弥二郎大夫兼益」と同一人であろう。

(22) 河上神社文書(佐賀県史料集成)古文書編第一卷1号の2)。

(23) 河上神社文書(佐賀県史料集成)古文書編第一卷99号)。

(24) 坂本貫三氏によって、佐嘉郡司というのは郡内の各郷の郷司を集合させたものであろうという指摘がなされている(同氏『日本王朝国家体制論』第三章郡郷制の改編と別名制の創設)。拙稿では各郷の実態、郷司と別名領主との関係などについて考えてみたわけである。

(25) なお、別名とともに一個の単位所領として存在するが、以上の別名とは全く異なる山田東郷の川原村がある。川原村については工藤敬一氏が「一宮社領免田の支配構造―肥前国河上社領について―」(同氏『九州庄園の研究』第一章第二)で考察された。すなわち、川原村は河上社に近接した唯一の神人の集落で、河上社の社頭四壁の掃除を負担していた。「村頭」が対国衙との関係では川原村を代表し、対在家との関係においては国衙機構の末端をなすものであった。肥前国における中世的郡郷制が多くの別名を単位所領とするなかで、川原村は注目すべき存在といわねばならない。

三、佐嘉御領について―別名との関連において―

肥前国佐嘉御領の史料初見は承久三年六月廿二日^(一三三二)で、現存する史料は数点にすぎない。すではやく佐嘉御領は、寄進地系荘園として考察が行なわれているが、佐嘉御領の寄進年代、寄進形式、寄進先、寄進条件などについてはよくわからない。だが数少ない史料のなかで嘉祿二年二月日佐嘉御領内小地頭等申状案は、興味ある問題を内包する注目すべき史料である。前項までの考察を前提として分析することにした。つぎにその全体を掲げる。

史料⑦

肥前国佐嘉御領小地頭等

言上 当御領内末吉小地頭高木南二郎季家、申下鎌倉殿御教書、訴申惣地頭小地頭各別得分子細事、

肥前国佐嘉御領と別名(森本)

当御領例

領家御方

（略）

惣地頭分

（略）

国方濟例

（略）

小地頭得分

加地子、町別五斗、付定得田、

給田、免田、筆失田等、隨名々有之、於田畠在家等者、小地頭所進退領掌也、

右、今年三月十八日御下文、今日到来備、可早任鎌倉殿御教書旨、弁申高木南二郎季家訴申当御領内末吉名惣地頭蓮沼三郎忠国押取小地頭得分加地子米由事、…（略）…当御領内小地頭あまゝ候へへ、自余小地頭共例ニ任て、惣地頭得分小地頭得分、不可有相違之由、季家ニ可成給御教書哉候覽云々、雖然、不明子細、被成御下知之儀者兩人之中、若貽訴訟歟、…（略）…早任被仰下之旨、云惣地頭、云小地頭、各別得分事、委可注進其例之状如件者、当御領濟例之次第、任実正、所注進也、但限末吉名惣地頭、忘傍例、如没官領、追放小地頭季家、或追捕取稻米、或刈取作田之条、無極僻事也者、任道理并傍例、可被裁下歟、謹所請如件、

（1111）
嘉祿二年二月日諸納小地頭善光房玄秀裏判

稻吉伴氏女

豊益安徳二郎大夫政定

福益大財五郎宗光

小恒松新所三郎種任

貞清岸河太郎種季裏判

国富横大路太郎兼持同

弥弘大山寺権別当章寛同

富吉南郷入道仏念同

市丸大蔵大夫栄延同

恒松長瀬二郎経与同

安松於保二郎宗益同

下末弘高木大夫宗忠⁽³⁾同

佐嘉御領内末吉名の小地頭高木南二郎季家が、惣地頭の蓮沼三郎忠国に「如没官領、追放小地頭、或追捕取稻米、或荊取作田」というものであった。これに対して佐嘉御領内の諸納小地頭である善光房玄秀以下十三名が連署して訴えたものである。この相論は、嘉祿三年三月十九日関東下知状案によって惣地頭蓮沼三郎忠国の新儀の妨が停止された。大要は以上のとおりである。

さて、佐嘉御領が寄進地系荘園としてすでにとりあげられていることはさきに述べた。ところが、前項まで再三触れてきた「正応五年惣田数注文」には、どこにも記載されていない。そこで史料⑦の佐嘉御領内の名に注目すると相論の当事者である小地頭の高木南二郎季家の末吉名以下諸納名・稲吉名・豊益名・福益名・小恒松名・貞清名・国富名・弥弘名・富吉名・市丸名・恒松名・安松名・下末弘名が見える。これらの名は、これまでの二項にわたる考察から仮名を称する別名

であることは明らかである。従って「正応五年惣田数注文」においては「公田分」として記載されたことはまちがいないであろう。史料①や文永三年六月日肥前国檢注帳案の各郷内の名々と佐嘉御領内の名々とはおそらく一致するものであったにちがいない。史料⑦の「当御領内小地頭あまゝ候」という意味は、以上のような多くの別名からなる佐嘉御領の実態を物語るものである。このように考えてくると、佐嘉御領とは表(C)が示唆するように肥前国衙の存在する佐嘉郡を中心にして周辺に広がる莊園であったのではなからうか。

つぎに佐嘉御領の名について「給田、免田、筆失田等、随名々有之」を中心と考えてみたい。

まず同一別名であっても給田・免田などを全く含まない名も同時に存在していたことを述べておきたい。すなわち、

① 弥太郎丸名公田

見作田二丁六反四ノ

損田一丁一反四ノ

得田一丁五反

② 弥太郎丸

見作田二丁四反一ノ

損田五反四ノ

得田一丁八反二ノ

除 己郡凶師算失田^③

このような二つの名の存在について①は律令制下の公田であり、②は本来の公田とは別個に本稿で考察してきた別名として形成されたものと考えられる。

さて給田には、文永三年肥前国檢注帳案の名くの中に書生公藤田・介兼政公藤給田・介国高公藤給田・庁所司時國公藤給田などがあつた。これらの給田を含む名は、在庁官人が別名形成の主体であつたことをうかがわしめる。ついで免田には河上神社をはじめとして宮崎寺・長勝寺・惣社・宇佐香春社・觀世音寺・安樂寺・熊野若宮・金立宮・西明寺・東光寺西蓮寺・不動寺の免田があつた。なかでも注目すべきは河上社免田であることは言うまでもない。河上社免田は④仁治二年正月廿二日河上宮仏神事等課役料免給主等注文案⑤文保二年二月十日河上宮免田坪々領主交名注文案⑥年末詳河上社免田国司初任并重任勘料支配文書案^(一三二)によって全貌をつかむことができる。④⑤⑥によると河上社免田の存在する名が、史料①や文永三年肥前国檢注帳案及び史料⑦の佐嘉御領内の名に大部分が見られる。工藤敬一氏によると、河上社免田は鎌倉中期の段階で三百余丁の浮免からなつていた。そして文應元年十月河上宮免田寄進年紀次第注文にこれらの免田が記載されているが、それは周辺一帯に成立していた別名から立用された免田を国司の任ごとに整理したものであつた。氏の指摘と河上社免田を含む別名からなる佐嘉御領の多くの別名領主^(一三三)小地頭を考へ合はわすとき、別名領主にとって河上社がどのような歴史的意義を持っていたかを問はずにはおれない。そこでつぎには、佐嘉御領の小地頭についてこの点をみてみたい。

平安末期の肥前国における在地土豪についてはほとんど明らかではなく、平治の乱頃の日向通良の乱が注目される程度である。しかし先述のように別名から立用された河上宮の免田寄進が承保三年以降年々行なわれていることや、史料⑧のごとき河上宮の神事勤仕が応保二年にはすでに先例となつてゐることを考えると、十一世紀以降には国衙を中心とする別名領主が成立してゐたと思われ。そしてこれらの多くの別名を基盤とする在地領主が「侍身分」を獲得してゐるのは、史料⑨のような一宮河上社の軍事的デモンストレーションとしての流鏑馬に結集するところにあつた。こうして成立した在地武士は、やがて源平争乱をむかへる。内乱期において、高木氏・龍造寺氏は多くの平家方武士に対して源氏方として臨んだ。

鎌倉幕府の成立によって、高木氏は文治二年八月四日に深溝北郷内の住城甘南備峯の地頭職に補任され、同年八月九日には高木南二郎季家(龍造寺氏祖)が小津東郷内龍造寺村の地頭職に補任されたのである。このようにして他の多くの別名領主もそれぞれ地頭職に補任されていたものと思われる。

最後に、佐嘉御領の小地頭のなかでその実態の比較的明らかなものについて考察し、本項を終ることにしたい。

④ 豊益安徳二郎大夫政定

安徳二郎大夫政定は、河上別所河上山の大檀那西仁^(源)政貞と同一人物と考えられる。その子息には、左兵衛尉源朝臣政尚、左馬允政家、右馬允政康、河上宮講衆大法師であった隆憲、兵衛太郎政隆がいた。南北朝期には、安徳氏は河上社の座主職を相承するにいたった。豊益名以外に、安徳二郎大夫政定より四男隆憲が、河上社免田・北久布志良村内小得元園大万園とともに譲り受けた三根西郷内正義名や、寛元四年三月十三日に安徳三郎右馬允政康が、所職とともに私領三分一を没収された三根西郷内刀延名なども安徳氏によって別名として形成され佐嘉御領として寄進されたものと思われる。

⑤ 安松於保二郎宗益

於保氏は、肥前国執行職を保持する小地頭として注目される。この点についてはすでに石井進氏によって明らかにされているように、正応五年七月五日鎮西談義所奉行武藤盛経・宇都宮尊覚連署の於保氏あての証状によると、文治年中に当国執行は幕府からの安堵をうけ御家人となったと考えられる。また正応三年には「肥前国領郷之所課宇佐宮用途事、各々之次第尋明、帯年々目録、廿三日以前可被上府候」という命をうけ、あるいは本稿で再三引用してきた文永三年肥前国検注帳案を大永二年にいたるまで保存するという活動を行っていた。

肥前国在庁職としての執行職の具体的な内容はよくわからないが、さきの「肥前国領郷」は前掲表(C)の郷⁽²⁰⁾公田分を意味し、文永三年肥前国検注帳案も多く別の別名について郷ごとに記載したものであったことから、別名とそこに賦課される宇佐宮用途の所課など国役に関することが執行職の主な内容であったのではないだろうか。弘安八年に於保四郎入道法心⁽²¹⁾

が、河上宮五八月会流鏑馬について訴状を提出したので対して、当時の守護北条時定が、高木・平野・砥田・於保(三郎)の諸氏へ勤仕するよう書下を発していること⁽²⁾、また正安二年には、於保四郎入道代宗秀が宇佐遷宮隨兵役について高木・於保(右衛門太郎)・平野・笠寺の諸氏に相触れて請文を提出させていること⁽³⁾なども於保氏の執行職として理解すべきである。文永三年六月日肥前国檢注帳案の安松名には、於保氏の執行職にたいする執行給田七丁が記載されている。^(二六六)

㉔ 下末弘高木大夫宗忠

高木大夫宗忠はよくわからない。拙稿で考察したように肥前国における高木氏は、他の給主の二〜三倍の河上社免田を領掌し南北朝初期まで同社の大官司であった⁽²⁴⁾。高木氏が給主となっていた免田の千員名・小千員名も下末弘名とともに別名として成立したものである。また高木家朝一家明・勝丸へと相伝されていた「高木内中津留村、^{号武}末名」も前項の観点から高木氏の別名として形成され佐嘉御領へ寄進されたと考えられる。⁽²⁵⁾

以上佐嘉御領の小地頭の安德氏・於保氏・高木氏について述べてきたが、このような別名領主(小地頭)は、肥前国における極めて特色ある存在と言わねばならない。㉔㉕㉖に代表される在地領主のほかに河上社免田を彼らの別名に含む多くの小地頭が佐嘉御領に存在していた⁽²⁷⁾。かくの如き存在形態は、肥前国における松浦党とともに、中世における武士団の性格を考える上にも重要な歴史的意義を持つものである。

(注)

- (1) 龍造寺家文書承久三年六月廿二日北条泰時禁制案(『佐賀県史料集成』古文書編第三卷1号の3)。
- (2) 永原慶二『日本封建制成立過程の研究』第一部第一荘園制の歴史的位置。
- (3) 龍造寺家文書(『佐賀県史料集成』古文書編第三卷1号の4)。
- (4) 龍造寺家文書(『佐賀県史料集成』古文書編第三卷1号の5)。これによると蓮沼三郎忠国以前の惣地頭は伊豆民部入道、掃部頭入道、神庄司、堀藤二、天野左衛門尉、右衛門大夫、中村五郎であった。

- (5) 龍造寺家文書『佐賀県史料集成』古文書編第三卷217号及び同断簡218号。
 (6) 注(5)に同じ。
 (7) 注(5)に同じ。
 (8) ①②は河上神社文書『佐賀県史料集成』古文書編第一卷1号の11・12、③は実相院文書(同書11号)。
 (9) 注(5)に同じ。
 (10) 同氏『九州庄園の研究』第一章第二、一宮社領免田の支配構造―肥前国河上社領について。
 (11) 『源平盛衰記』の「日向大郎通良懸首事」によると、日向通良が平治元年のころ朝威を傾げんとする聞えあつて平家員を大宰府に下向させ、永暦元年四月に討ち取っている。通良以下の党類三百三十五人であった。『百練抄』によると「永暦元年五月十五日鎮西賊主通良等従類七人首、伝京師、上皇於御棧敷御見物」とある。また日向通良は、肥前国大町宮の執印職を所持していた(『平安遺文』³⁴²³安二年四月日藤原太子解)。
 (12) 河上神社文書文応元年十月日河上宮免田寄進年紀次第注文(『佐賀県史料集成』古文書編第一卷22号)。
 (13) 河上神社文書応保二年三月廿三日肥前国司庁宣案(『佐賀県史料集成』古文書編第一卷1号の9)。
 (14) 河音能平『中世封建制成立史論』第五章若狭国鎮守二宮縁起の成立において、十一世紀末、十二世紀初頭に成立した各国一宮の神事が(1)国衙に結集した在地領主Ⅱ武士層(侍身分)の軍事的デモンストレーションとしての流鏑馬、競馬等々と(2)開発領主的勲農を象徴する村田楽、村細男等々の二つよりなりたっていたことを指摘された。そして十二世紀の肥前国一宮河上社における神事が国内の名々に賦課されている事実を注意し、別名領主Ⅱ公文級在地領主層をもふくめた在地領主層の国衙への軍事的結集が侍身分を創出したことを示唆している、という極めて重要な見解を出された。
- (15) 以上の高木氏、龍造寺氏については、拙稿「肥前高木氏について」(『九州史学』49号)のなかで述べた。
 (16) 工藤敬一氏前掲注(10)著書。
 (17) 河上神社文書天福元年十一月十八日肥前国守護所下文(『佐賀県史料集成』古文書編第一卷29号)。
 (18) 『吾妻鏡』寛元四年三月十三日条。
 (19) 石井進『日本中世国家史の研究』I鎌倉幕府と国衙との関係の研究第五章幕府と国衙在庁の個人的関係。
 (20) 本稿第二項別名の存在形態の注(6)。
 (21) 『歴代鎮西志入』弘安八年四月廿三日肥前国守護北条時定書下。

(22) 多久家文書正安二年八月廿五日高木家定請文〔佐賀県史料集成〕古文書編第十卷624号。

(23) 前掲注(5)。

(24) 前掲注(15)。

(25) 高城寺文書宝治元年十一月五日大宰府守護所下文案〔佐賀県史料集成〕古文書編第二卷4号の2)。

(26) 広範に成立してきた別名が寄進地系荘園佐嘉御領となったものであるが、この点からすると史料⑦の小地頭得分「於田畠在家等者、小地頭所進退領掌」は、坂本賞三氏が「日本王朝国家体制論」第二編第三章郡郷制の改編と別名制の創設において指摘された別名に対する雑公事免除が継承されているものと理解したい。

(27) 史料⑦の小地頭について断片的であるが、若干補足しておこう。

諸納名小地頭の善光房玄秀は、実相院文書諸納名相伝次第一〔佐賀県史料集成〕(古文書編第一卷27号)の最初の「僧嚴秀」と同一人であろう。貞清名小地頭岸河太郎種季の一族には「岸河次郎四種安」がいた〔河上神社文書文保二年三月十九日鎮西下知状〕(国富名小地頭横大路太郎兼持の一族では「横大路次郎入道西迎」〔河上神社文書元亨三年五月十六日鎮西下知状〕(古文書編第一卷144号)や宇佐社領大豆津別符の下司職を所持していた「横大路弥三郎種経」がみえる〔大川文書正応四年一月十八日関東裁許状案〕(九州史料叢書⑪)〔小鹿嶋文書・大川文書・斑嶋文書〕13号。〔富吉名小地頭の南郷入道仏念は「南郷入道仏念房良弁」であった〔河上神社文書元亨三年五月十日鎮西下知状〕(市丸名小地頭大蔵氏の一族と考えられる「大蔵種任」は、河上別所河上山の開発領主であった〔河上神社文書天福二年八月五日比丘尼清浄等連署仏〕(地寄進状)〔佐賀県史料集成〕(古文書編第一卷27号)。

お わ り に

以上のごとく三項にわたってささやかな考察を試みたわけであるが、第一項中世的郡郷制―肥前国の場合―では、肥前国の公田である十六郷と五保が佐嘉郡を中心に存在している点を明らかにした。ついで第二項別名の存在形態では、十六郷と五保が仮名を称する多くの別名から形成されていたことを指摘した。そして第三項佐嘉御領について―別名との関連において―では、佐嘉御領の多くの名と小地頭について別名と別名領主の視点から考察し、それらが注目すべき存在形態であることを述べた。

いま、この貧しい習作を閉じるにあたって何らかの「発見」ができたのだろうか、という思いでいっぱいである。また史料や先論の理解に誤りをおかしているかも知れない。御叱正をお願いしたい。

なお、末筆ながら、本稿を成すにあたってお世話いただいた川添昭二氏に深く謝意を表したい。